

保護者の皆様へ

令和6年度 下灘学童クラブの利用について

1 入会申込受付について

(1) 申込期間

令和5年11月1日(水)～11月30日(木)

(2) 申込必要書類

○児童クラブ入会申込書兼児童台帳

○就労等を証明する書類

(証明書発行の手続きを早急に行ってください。)

(3) 結果発送

令和5年12月末頃発送予定

2 開所日時及び場所について

(1) 開所日

令和6年4月1日～令和7年3月31日のうち、次の日を除き実施します。

ア 日曜日及び祝日

イ お盆(8月13日～16日)

ウ 年末年始(12月29日～1月3日)

エ 地方祭の日 ※利用希望があれば開所

オ その他、運営委託事業者が定める日

※新1年生も、令和6年4月1日から利用できます。

(2) 開所時間

ア 学校授業日：下校時～18時

イ 土曜日・長期休業日・繰替休業日：8時～18時

※土曜日の利用は、3日前までに事前申込みが必要です。

ウ 警報発令による小学校臨時休業日：8時～18時

※警報の内容により、開所時間に変更になる場合があります。

※警報発令時は、「利用申込書兼同意書」を提出された方のみ利用できます。

(3) 開所場所

下灘コミュニティセンター2階 学童室（伊予市双海町串甲 3670 番地 16）

3 保護者負担金について

別紙参照（前月25日までに必ず納入してください）

※1か月のうち1日でも利用された場合には、1か月分の負担金を頂きます。

※負担金を納入後、利用者の都合で1日も利用されなかった場合、負担金は返金いたしません。

※スポーツ安全保険料（児童1人につき800円）を入会時にお支払いください。

（児童クラブでの不慮の事故・怪我等の補償は、スポーツ安全保険の範囲以内とします。）

4 入会の選考について

(1) 入会は先着順ではなく、保育を必要とする優先度を踏まえ、世帯の状況や就労状況等について総合的に判断し、緊急性の高い子ども(低学年等)から入会決定します。

(2) (1)を優先として、まだ空きがある場合は抽選を実施する場合があります。

(3) 長期（2週間以上）にわたり児童クラブを利用していない場合及び申込必要書類が入会日までに提出されない場合は退会となる場合があります。

5 その他

(1) 年度途中における入会及び休会・退会

途中入会については随時受付を行っていますが、人数によっては受入れできない場合があります。事前に下灘学童クラブまでお問い合わせください。

休会・退会については、休会・退会届を前月20日までに、下灘学童クラブへ必ずご提出ください。

(2) 長期休業期間のみの入会について

長期休暇の入会希望については、希望する利用開始月の1か月前までに下灘学童クラブに必要書類を提出してください。

※定員の空き状況により、受入れできない場合があります。事前に下灘学童クラブまでお問い合わせください。

6 お問い合わせ

下灘学童クラブ 080-8633-4533

伊予市子育て支援課 089-982-1119